

調布市総合交通計画改定版（素案）に対するパブリック・コメント手続の実施結果

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和4年12月20日（火）～令和5年1月19日（木）
- (2) 周知方法 市報ちょうふ令和4年12月20日号及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 市役所7階交通対策課，公文書資料室，神代出張所，中央図書館及び（染地分館を除く）各図書館分館，各公民館，教育会館1階，（染地を除く）各地域福祉センター，みんなの広場（文化会館たづくり11階），市民活動支援センター（市民プラザあくろす2階）
- (4) 意見の提出方法 氏名，住所，御意見を記入し，直接又は郵送，FAX，Eメールで市役所交通対策課まで提出

※ 資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数 21件（4人）
- (2) 提出意見の内訳
 - ア 序章に対する意見・・ 2件
 - イ 第1章に対する意見・・ 3件
 - ウ 第2章に対する意見・・ 1件
 - エ 第3章に対する意見・・ 10件
 - オ 第4章に対する意見・・ 0件
 - カ 全般に対する意見・・ 3件
 - キ その他意見・・ 2件
- (3) 意見の概要 別紙のとおり

No	項目	御意見の概要	市の考え方
1	序章	<p>分かりやすく、よく考えられた改定素案であるが方向付けが当時とずれてきていると思ったのでコメントさせていただきます。</p> <p>10年前からの環境変化はご指摘の通り(1)~(6)※P1であるが、これに加え国民含めた市民のメンタル面でのネガティブ変化を加えるべきである。震災、パンデミック感染、ウクライナ戦の事変やSDG'sの価値観共有などが人々の活動をポジティブからニュートラル、もしくはネガティブに変え、それが共有化され当然視されたことである。過去を越えるだけを良しとする積極性、建設性、公共性、改革善説から「個人的な小さな幸せの継続」を重視する時代へと変化してきているのである。</p> <p>街の交通施策に関してもこの点を考慮する必要がある、いままでの利便性、効率性、改善し好から、個人の小さな満足度や、変化しない今ある環境の継続を求める市民の心の変化を感じる時なのである。</p>	<p>いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

(御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。)

No	項目	御意見の概要	市の考え方
2	序章	<p>● 机上の空論、画餅の計画でなく、現実的、具体的に調布市の交通問題を、コロナ禍や高齢化問題などに関連付けて扱うこと</p>	<p>序章・第1節で、調布市の交通を取り巻く環境の変化について整理し、それらを考慮したうえで、第3章において重点施策を含めた施策を位置付けています。</p> <p>今後は、いただいた御意見も参考に計画を推進して参ります。</p>
3	第1章	<p>一方、調布市の将来的な人口構成を見る必要もある。P3の将来人口及び高齢化率の表を見るとR12から急速に人口構成比が高齢層へとシフトが始まる。大げさな言い方すればほぼ7年後からこの調布市は高齢化するのである。</p> <p>この2点から調布市の交通計画の課題は公共モビルの充実と補助付き自転車の整備と普及ではないかと思う。高齢化により自己での移動ができない場合は公共モビル、健全高齢者には活動援護+心の幸せを後押しする自転車を普及することで、心身の健康を継続させ健康寿命を延長し長期的に低コスト市政運営へとつなげるのである。</p>	<p>いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

(御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。)

No	項目	御意見の概要	市の考え方
4	第1章	<p>意見：</p> <p>[総論]</p> <p>● 前回、どういう計画・目標を立てたか（P）、具体的実施内容（D）、結果の評価（C）が何であったか、そしてそれらをもとに今回の改定版（A=P2）につながっているか見えるように示すこと。</p>	<p>今回の改定に当たっては、改定前の成果指標に掲げる現況値を確認するとともに、目標を見直しました。</p> <p>引き続き、PDCAマネジメントサイクルによる評価、検証を通して、施策に応じて進捗状況や検討状況を確認し、その結果を市民の皆様にはわかりやすく公表することで、透明性の確保に努めて参ります。</p>
5	第1章	<p>● 前回の計画策定時点で、すでに人口減少時代に入りつつあるのに、団塊の世代が定年を迎え、余暇を謳歌するので交通需要は増大するなどとして、右肩上がりの夢にとらわれた30年先までの将来交通量予測を行っていたが、本改定版時点では、団塊の世代は後期高齢者になりつつある。今回将来交通量予測を、具体的データをもとに、どのように修正されたか明らかにすること。</p>	<p>計画の改定においては、調布市のまちの将来像及び社会情勢を考慮したうえで、今後の交通に求められる事項を見通しながら検討しています。</p>
6	第2章	<p>● 人口減少時代になり、発想の転換が根本的に必要である。</p>	<p>いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

（御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。）

No	項目	御意見の概要	市の考え方
7	第3章	<p>第3章第4説の基本交通施策1-1において「効率的な公共交通ネットワークの実現」が述べられていますが、運行時間帯に関する言及がありません。</p> <p>令和元年第3回市議会定例会および令和4年第2回市議会定例会において、「バス会社各社への運行ダイヤの拡充を改めて要請することを求める陳情」が採択されており、バスの運行時間帯に不足があり課題となっていること、ならびに早朝時間帯のバス運行をしてほしいことおよび早朝時間帯のバス便を増やしてほしいことが市議会でも民意として認められていますが、その言及が無いのは、民意を無視しているのではないのでしょうか。</p> <p>「バス運行時間帯の拡充」も、施策実施方針2等に追記してほしいです。</p>	<p>施策実施方針1の施策5番に需要に応じた適切な運行本数の設定を掲げています。</p> <p>併せて、御意見の内容も踏まえ、地域公共交通の在り方について検討して参ります。</p>

(御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。)

No	項目	御意見の概要	市の考え方
8	第3章	<p>学生のバス運賃負担の軽減について、施策に加えてほしいです。高齢者は、都によりバス運賃が無料になるような施策がありますが、未来を担う学生にはそのような補助がありません。「学割」はあるものの、京王線やJR等の電車と比べて割引率が極めて低く、たとえば三鷹通りを走る路線では、3か月で20,980円、1年で83,920円に及び、学生にとって非常に重い負担になっています。</p> <p>また、京王バスは国土交通省に対し2023年4月からのバス運賃値上げを申請しておりさらに学生の負担が増えます。高齢者を優遇するよりも、未来を担う学生をさらに優遇すべきではないでしょうか。</p> <p>調布市として、未来を担う学生の学習機会を奪わず、バス交通費の補助をする施策を検討いただきたく、お願いいたします。</p>	<p>東京都シルバーパス事業は、高齢者の社会参加を助長し、高齢者の福祉の向上を図ることを目的に、東京都の支援のもと、一般社団法人東京バス協会が実施している事業です。</p> <p>いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とし、関係所管及び関係事業者と共有して参ります。</p>

(御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。)

No	項目	御意見の概要	市の考え方
9	第3章	<p>今回のお題でいえば、基本方針1の「便利で快適」を“個人の小さな幸せ”の満足を加え、基本方針2の「環境負荷の少ない交通機関」では欧州で普及する自転車社会を見習った交通シティーを目指すことである。</p> <p>ここで改訂版を見てみると、P6<市民や来訪者のニーズ等>に「公共交通の利便性よりも歩行者空間の充実や自転車利用環境の向上が重要」と意見が出ているにもかかわらずその先の<課題>にはこの部分が取り上げられていない。P9基本方針1、自転車について言及されているにもかかわらず「基本交通施策」「施策実施方針」には自転車の活用が取り上げられていない。</p> <p>基本方針2、同じく自転車利用環境の整備が明記されず。</p> <p>基本方針4.の安全・安心に移動できる環境の整備の施策、施策方針に自転車を取り上げられている。P13重点施策2にはシェアサイクルのみ、の取り上げ。</p> <p>基本方針4だけでなく基本方針1「便利で快適な交通環境の確保」基本方針2「環境負担の少ない交通機関の整備」にこそ、自転車を取り上げるべき時代に変化していくのである。</p> <p>公共モバイル片輪の方針に自転車も加えた両輪とするよう方針変更することを希望する。</p> <p>PDC Aを回すということなのでぜひこの場でCのチェック項目としてこの点を議論し計画の進捗にも反映し7年後に高い普及率を目指した目標値の設定を定めて市民と一緒に普及を目指し、時代に合った小さな幸せが継続できる調布市を実現してほしい。</p>	<p>自転車に関する施策は、重点施策1-1, 施策実施方針4の施策12番で公共交通と自転車との連携のための施策, 重点施策2-1において環境負荷の低い交通手段の選択の促進に向けた施策として自転車ネットワークの構築などを位置付けています。</p> <p>いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

(御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。)

No	項目	御意見の概要	市の考え方
10	第3章	基本方針4 安全・安心に移動できる環境の整備 ・高齢者・障害者の外出支援 ・自転車利用環境の整備について、具体的にはどんな施策を考えていますか？	基本交通施策4-2 高齢者・障害者の外出支援については施策37番から施策40番まで、基本交通施策4-3 自転車利用環境の整備については施策41番から施策48番までに記載しています。
11	第3章	● 高齢化が進み、ミニバスなどの需要が高まっているが、基本的に不採算事業であり、すでに午後に2時間に1本しかない路線がある。地方だけでなく都会の中の過疎化も今後加速度的に進む。社会インフラとしてシビル・ミニマムの観点での見直しが必要である。	いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
12	第3章	● 地球環境負荷の軽減がいわれるようになって、ようやく「環境負荷の少ない交通体系確立にむけた環境整備や、過度に自動車に頼らなくても移動できる環境づくりが必要」ということに気付かれたのはよいことである。そのためには、歩行者最優先、自転車優先の安全な道路整備が必要である。つまり、自動車のレーンを削って自転車通行帯を設けるなどの整備が必要である。	施策実施方針15において安全な歩行空間の確保を、施策実施方針18において自転車通行空間の整備について記載しております。 これらの内容に基づき、歩行空間の確保及び自転車通行空間の整備に向けた取組を推進して参ります。

(御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。)

No	項目	御意見の概要	市の考え方
13	第3章	● 道路上に白線で示された、路側帯、自転車レーン、止まれ、などの表示が経年劣化しているが、適切に更新されていない。更新のための基準もない（のでやらない、やれない）という。そのような交通安全意識の低い道路管理を改めること。	いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます、関係所管及び関係事業者と共有して参ります。
14	第3章	● 車のための道路整備に集中するのではなく、弱者（老人や子供連れ）の安全歩行や健康のための野川の遊歩道、里山や深大寺などの散策コース、などの整備を優先課題にすべきである。	いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます、関係所管及び関係事業者と共有いたします。
15	第3章	● 公共交通（バス及び鉄道）の充実を図ること	公共交通に係る施策は、重点施策1-1，基本交通施策1-1及び基本交通施策1-2などに位置付けております。 今後も引き続き、交通事業者と協議，調整しながら施策を推進して参ります。

（御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。）

No	項目	御意見の概要	市の考え方
16	第3章	<p>● 鉄道の安全や弱者に対する配慮を業者に働きかけること。例えば、エレベータやエスカレータの設置、ホームドアの設置、電車とプラットホームとの間隔など</p> <p>以上</p>	<p>調布市バリアフリーマスタープラン及び基本構想（令和4年4月策定）のほか、現在、作成を進めている調布市バリアフリー特定事業計画に基づき、各特定事業者と協議，調整しながら，バリアフリー化を促進して参ります。</p>
17	全般	<p>● 計画が机上の空論でないことを示すために財源を示すこと</p>	<p>本計画は、今後実施すべき交通施策の基本方針を示すものです。</p> <p>調布市総合計画と連携を図りながら，本計画における事業を進めて参ります。</p>
18	全般	<p>● 市民・住民の要求をもとにこの改定案は作成されたか示すこと。役人の自己満足による机上の作文に終わってないか？</p>	<p>本計画の策定に当たっては，アンケートの実施のほか，市民や学識経験者も参画する調布市公共交通活性化協議会での議論を経て，取りまとめています。</p>
19	全般	<p>● 年号の記載は、西暦優先でカッコ内に元号を併記するようにすること。</p>	<p>御意見を踏まえ，和暦（西暦）の表記に改めました。</p> <p>なお，調布市公文例規程（昭和50年調布市訓令第11号）第5条第4号の規定に基づき，公文書では元号を使用することとしているため，和暦を優先しました。</p>

（御意見は，原則，いただいた原文を基に掲載しています。）

No	項目	御意見の概要	市の考え方
20	その他 意見	<p>バス停は未成年の学生や、高齢者の方々が多く利用していますがバス停で喫煙する者が非常に多く、至近距離での受動喫煙で身体的弱者の方々の健康に大きなリスクをもたらしているため調布市受動喫煙防止条例において、路上喫煙等禁止区域の対象範囲にバス停周辺を追加してほしいです。</p> <p>健康推進課・環境政策課等と組織横断的に協議・検討してほしいです。</p>	<p>いただいた御意見の内容につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます、関係所管及び関係事業者と共有して参ります。</p>
21	その他 意見	<p>はじめに：</p> <ul style="list-style-type: none"> パブリック・コメントの意見の概要を作成するにあたって、提出者の意見の趣旨を曲げられることがあるので、無断で要約しないこと。要約する必要がある場合は、必ず意見提出者の了解を得ること。なお、要約不要になるように簡潔に記載したつもりである。 このメールを受信した場合、受信したことを速やかにご返事ください。 	<p>調布市パブリック・コメント手続条例に基づき、パブリック・コメント手続の実施結果の公表に当たっては、提出意見を内容ごとに分類するなど、わかりやすい形での公表に努めることとし、多数の意見を分類しつつ、御意見を踏まえ、できるだけ原文を掲載しております。</p> <p>なお、提出された意見が長文の場合や意見数が多い場合、類似の意見が何件もある場合においては、意見の概要や同じ趣旨の意見をまとめた形で公表することがあります。</p>

(御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。)